

◇ 医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧ください

愛知県医労連2015秋闘速報11

発行 2015年11月5日 愛知県医労連・林書記長
連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403
TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail jrouren@roren.net

人事院勧告 年間一時金アップを背景に 11/5、全国統一回答指定日 団体交渉多数参加で前進の波つくろう



いよいよ、11月5日は2015秋闘の統一回答指定日です。年末一時金を中心とした大幅前進を勝ち取るため、団体交渉への参加を広く呼びかけましょう。

昨年10月の医療法改正に伴い、医療・介護の人材確保・定着の条件整備は経営者の義務となり、組合が運動すれば前進を獲得できる情勢となっています。

「ストライキ」を構えて、前進回答を引き出しましょう。マイナス回答には断固として抗議の意思を示しましょう。

10月の人事院勧告は年間一時金4.2ヶ月（昨年+0.1ヶ月）この流れを活かし昨年度上回る一時金回答を引き出しましょう。

名南会「一時金のマイナス回答は許さない」 10/15 要求提出団交に51名が参加！

名南会労組は、一時金のマイナス回答は許さない構えで、10月15日に要求提出団交を開催。最大結集の51名の組合員参加で、切実な要求を理事会に伝えています。

「医療従事者の勤務環境の改善と確保対策は理事会の責務」 昨年10月の改正医療法で明記

第四節 医療従事者の確保等に関する施策等 第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

◇お願い:各組合の取り組み・ニュースを送って下さい。